

新宿区特定保健指導等業務委託に係るプロポーザル評価基準

1 評価方針

- (1) 一次選定及び二次選定の各評価項目の評価は、絶対評価とする。
- (2) 一次選定、二次選定とも5段階評価とし、各段階に評価点を設ける。
評価点の詳細は、「4 配点について」のとおりとする。

2 評価基準

- (1) 一次選定評価及び二次選定評価に係る基準、配点等

項目	観点	一次配点	二次配点
1 全体構成	全体スケジュールは区の仕様と適合し、業務を確実に遂行できるか	5	5
2 会社の事業実績	過去3年の業務実績があり、特徴的な事例や他の事業者と比較して優位な点があるか	5	5
3 利用率の向上	利用勧奨の方法、利用したくなる・関心を引く工夫、途中脱落を防ぐための工夫等	20	20
4 保健指導等の実施能力・効果	保健指導の教材・プログラム、実施報告の内容・充実度、医療機関受診勧奨の工夫等	25	25
5 人材確保・養成力	研修の受講歴、経験、スキルを有する者の採用等について	15	15
6 管理・運営能力	実施日時や予約枠の調整等対象者の利便性に配慮した運営等	15	15
7 個人情報保護対策	企業として個人情報保護の管理体制等	15	15
8 その他	上記以外で評価すべき特記事項があるか否か	/	10
合 計		100	110

- (2) 価格評価基準

項目名	評価内容	配点
価格評価	見積金額の評価	40

3 評価方法等

- (1) 一次選定の評価方法

選定委員が、応募事業者から提出された選定用企画提案書について、(別表1)一次選定評価項目別配点表に基づき評価を行い、選定委員一人あたりの平均点(小数点第2位以下切捨て)を一次評価点とする。

(2) 一次選定通過事業者の決定方法

一次選定において、「全体構成」、「会社の業務実績」、「個人情報保護対策」の全ての項目で評価「C」以上であることを最低通過基準とし、一次評価点が60点以上であることを一次選定の通過基準とする（「4配点について」一次選定評価項目別配点表 参照）。ただし、配点表の「E」に該当する項目が1つ以上あった場合には、失格とする。

一次評価点が上位2位の事業者を、一次選定通過事業者とする。

参加事業者が1社のみの場合においても、同様の手順により事業者を選定するものとする。

(3) 二次選定の評価方法

選定委員が、一次選定通過事業者のプレゼンテーション及び質疑応答を踏まえ、(別表2)二次選定評価項目別配点表に基づき評価を行い、選定委員一人あたりの平均点(小数点第二位以下切捨て)を求め、二次評価点を求める。

二次評価点が66点以上であることを二次選定の通過基準とする。

なお、参加事業者が1社のみの場合においても、同様の手順により事業者を選定するものとする。

(4) 価格の評価方法

見積金額(税込)(以下、「見積金額」という。)が最も小さい応募事業者の価格評価点を40点とする。

他の応募事業者については、 $(40点) \times (最低見積金額) \div (該当参加業者合計見積金額)$ とし、小数点以下は切捨てとする。

(5) 選定事業者の決定方法

二次評価点(110点)に価格評価点(40点)を加算した総合評価点(150点満点)が最も大きい参加事業者を選定事業者とする。

4 配点について

○配点表

評価ポイント毎に採点する。標準をC(各評価ポイント毎の配点の60%)とする。

一次選定評価における採点について、企画提案書の各設問において未記入の項目がある場合は、その評価ポイントにおいて0点にする。

(別表1) 一次選定評価項目別配点表 (100点満点)

評価項目	点数	評価基準	配点				
			A	B	C	D	E
1 全体構成	5	全体スケジュールは区の仕様と適合し、業務を確実に遂行できるか	5	4	3	2	1
2 会社の業務実績	5	過去（基準日令和5年3月31日から直近3年間）に特定保健指導の受託実績があり、特徴的な事例や他の業者と比較して優位な点があるか。	5	4	3	2	1
3 利用率の向上	20	①利用勧奨の方法及び方針は適切か	5	4	3	2	1
		②保健指導を利用したくなる・関心をひく工夫は十分か	10	8	6	4	2
		③途中脱落を防ぐための工夫（フォロー体制）は十分か	5	4	3	2	1
4 保健指導等の実施能力・効果	25	①保健指導に用いる教材や生活習慣改善を図るプログラムの工夫は十分か	10	8	6	4	2
		②保健指導実施報告の内容及び充実度は十分か	5	4	3	2	1
		③対象者の特性に応じた効果的な支援により、アウトカムの達成につなげるための工夫は十分か	5	4	3	2	1
		④健診異常値未治療者に対する医療機関への受診勧奨において、確実に医療機関への受診につなげるための工夫は十分か	5	4	3	2	1
5 人材確保・養给力	15	①保健指導実施者は経験、スキルを有する者を採用しているか	5	4	3	2	1
		②保健指導予約状況に応じて、十分な人数の保健指導実施者を確保できる体制にあるか	5	4	3	2	1
		③保健指導実施者に継続的な技術研修や当業務に関する研修を十分に実施できるか	5	4	3	2	1
6 管理及び運営能力	15	①実施日時や予約枠の調整等対象者の利便性に配慮した運営ができるか	5	4	3	2	1
		②区との情報共有・報告のための連絡体制は十分か	5	4	3	2	1
		③事故防止策や事故発生時の安全管理策は具体的に想定されているか	5	4	3	2	1
7 個人情報保護対策	15	①企業として個人情報保護の管理体制は確実に信頼性があるか	5	4	3	2	1
		②業務従事者に対して、個人情報保護及び情報漏洩を防ぐための効果的な教育が実施されているか	5	4	3	2	1
		③個人情報の持ち出し（記録媒体への保存禁止・私物管理）を物理的及び論理的に制限しているか	5	4	3	2	1

(別表2) 二次選定評価項目別配点表 (110点満点)

評価項目	点数	評価基準	配点				
			A	B	C	D	E
1 全体構成	5	全体スケジュールは区の仕様と適合し、業務を確実に遂行できるか	5	4	3	2	1
2 会社の業務実績	5	過去（基準日令和5年3月31日から直近3年間）に特定保健指導の受託実績があり、特徴的な事例や他の業者と比較して優位な点があるか。	5	4	3	2	1
3 利用率の向上	20	①利用勧奨の方法及び方針は適切か	5	4	3	2	1
		②保健指導を利用したくなる・関心をひく工夫は十分か	10	8	6	4	2
		③途中脱落を防ぐための工夫（フォロー体制）は十分か	5	4	3	2	1
4 保健指導等の実施能力・効果	25	①保健指導に用いる教材や生活習慣改善を図るプログラムの工夫は十分か	10	8	6	4	2
		②保健指導実施報告の内容及び充実度は十分か	5	4	3	2	1
		③対象者の特性に応じた効果的な支援により、アウトカムの達成につなげるための工夫は十分か	5	4	3	2	1
		④健診異常値未治療者に対する医療機関への受診勧奨において、確実に医療機関への受診につなげるための工夫は十分か	5	4	3	2	1
5 人材確保・養给力	15	①保健指導実施者は経験、スキルを有する者を採用しているか	5	4	3	2	1
		②保健指導予約状況に応じて、十分な人数の保健指導実施者を確保できる体制にあるか	5	4	3	2	1
		③保健指導実施者に継続的な技術研修や当業務に関する研修を十分に実施できるか	5	4	3	2	1
6 管理及び運営能力	15	①実施日時や予約枠の調整等対象者の利便性に配慮した運営ができるか	5	4	3	2	1
		②区との情報共有・報告のための連絡体制は十分か	5	4	3	2	1
		③事故防止策や事故発生時の安全管理策は具体的に想定されているか	5	4	3	2	1
7 個人情報保護対策	15	①企業として個人情報保護の管理体制は確実に信頼性があるか	5	4	3	2	1
		②業務従事者に対して、個人情報保護及び情報漏洩を防ぐための効果的な教育が実施されているか	5	4	3	2	1
		③個人情報の持ち出し（記録媒体への保存禁止・私物管理）を物理的及び論理的に制限しているか	5	4	3	2	1
8 その他	10	業務の専門性・独自性、柔軟性（緊急時や業務上の不足の事態に対し、的確に対応できるか否か）など、上記以外で評価すべき特記事項があるか	10	8	6	4	2